



# 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

## 1 はじめに

本ガイドラインは、みやこ町森林総合施設（以下「じゃぶち森のビレッジ」という。）の利用における新型コロナウイルスの感染予防対策について、基本的事項を定めたものです。なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、感染状況等を踏まえ必要に応じて適宜更新を行います。

## 2 利用条件

	コテージ	バンガロー	こだま荘※
① ②から④の措置・宣言がない期間	<u>通常利用が可</u>	利用不可	利用不可
② 県独自措置期間	利用不可	利用不可	利用不可
③ まん延防止等重点措置期間	利用不可	利用不可	利用不可
④ 緊急事態宣言期間	利用不可	利用不可	利用不可
⑤ 政府による収束宣言後	<u>通常利用が可</u>	<u>通常利用が可</u>	<u>通常利用が可</u>

※こだま荘は、政府による新型コロナウイルス感染症の収束宣言が発令されるまで、宿泊施設としての施設利用を制限します。ただし、会議室、研修室及び調理実習室の利用については許可しますが、「3 開場にあたり講じるべき具体的な対策」を準用します。



### 3 開場にあたり講じるべき具体的な対策

- (1) 利用者スタッフのマスク着用を徹底する（ただし、飲食時を除く）。
- (2) 共有する物品（手がよく触れるところ）を、定期的に消毒する。
- (3) こまめな手洗い・うがいを徹底する。
- (4) 密集・密接とならないよう、利用者同士の間隔を確保する。
- (5) 食器等を利用者間で共有しない。
- (6) 使用済みのマスク等、発生したゴミは利用者にて極力持ち帰り廃棄する。
- (7) 利用後は、速やかな退出を求めるものとする。
- (8) 利用当日に、利用者から以下の事項を記入した書面の提出を求めるものとする（みやこ町森林総合利用施設設置及び管理条例施行規則第3条に規定する様式第3号）。
  - ① 住所
  - ② 氏名
  - ③ 連絡先
  - ④ 使用日時
  - ⑤ 使用する施設
  - ⑥ 使用人数
  - ⑦ 確認事項
    - 1) 利用当日の体温に異常がない
    - 2) 利用前2週間において以下の事項の有無
      - ア 平熱を超える発熱がない
      - イ 咳、のどの痛み、倦怠感、味覚や嗅覚の異常等の症状がない
      - ウ その他管理者が必要と認める事項
    - 3) 新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの遵守
- (9) 施設利用後、2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに施設管理者（役場）への連絡を求める。



## 【注意事項】

- ・把握した情報は必要に応じて保健所等の公的機関に提供する場合があります。
- ・把握した個人情報については、感染者がじゃぶち森のビレッジを利用した事実が判明した場合に接触者を特定する際の利用のみとします。

## 4 感染者が発生した場合の対処

- (1) 京築福祉環境事務所（以下「保健所」という。）へ報告し、求められる情報の速やかな開示を行います。
- (2) 保健所の指示に従った上で速やかに休場等を決定し、関係者への周知を徹底します。
- (3) 関連者リストの提出を求められた場合に備え、個人情報の取り扱いに留意しながら、来場者名簿等を整備・管理します。